

姫路市上下水道局公告第 55 号  
令和 5年 6月 1日

姫路市上下水道事業管理者 植田 敏勝

制限付一般競争入札について

塩化銀の売払いについて制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 塩化銀売払い
- (2) 数量 約22.7kg
- (3) 引渡し場所 姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（中部析水苑2階水質分析室）

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定。以下「入札制限基準」という。）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。）に該当しない者
- (2) 競争入札の参加資格について、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、業者登録名簿の物品業種のうち、詳細業種「試薬」、「工業薬品」、「金属くず」又は「古物」において競争入札に参加する資格を有する者
  - イ 参加申込締切日（第4項第3号に定める入札参加申込受付期間の最終日をいう。）までに告示第4項に規定する業者登録名簿への登録を申請し、受付され、かつ、入札日において詳細業種「試薬」、「工業薬品」、「金属くず」又は「古物」において競争入札に参加する資格を有すると認められる予定であること。
- (3) 法人にあっては姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）及び地方消費税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）並びに法人税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）に滞納がない者。個人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）に滞納がない者

- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
- ア 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
  - イ 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (7) 入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者
- ア 資本関係
    - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
      - a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
      - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - イ 人的関係
      - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
        - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
        - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係
  - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
    - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
      - a 組合とその組合員
      - b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合
- (8) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。）第3条各号に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和5年（2023年）6月30日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000024419.html">https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000024419.html</a>

4 入札参加申込及び資格審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を姫路市上下水道事業管理者へ提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式2）

ウ 姫路市税に未納がないことの納税証明書〔公告日以後に発行されたものの原本〕（一般競争入札参加用。姫路市税の納税義務がある場合に限る。）

エ 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の2）〔公告日以後に発行されたものの原本〕又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）〔公告日以後に発行されたものの原本〕

オ 制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先（参加希望者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒）

- (2) 参加希望者は、前号に掲げる書類を次号に示す受付期間及び受付場所に簡易書留にて郵送又は持参で提出しなければならない。

- (3) 入札参加申込の受付期間及び受付場所

受付期間	令和5年（2023年）6月1日から 令和5年（2023年）6月30日まで（本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
受付場所	姫路市飾磨区今在家1351-22 姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター

- (4) 姫路市は提出された書類により入札参加資格を審査し、その結果は令和5年（2023年）7月4日を目途に、確認通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和5年（2023年）7月13日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面にて、下水道管理センターに持参または郵送により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

5 売払い物件の確認及び見本の配布

売払い物件の確認場所・日時は、次のとおりとする。

なお、売払い物件確認の際、入札金額算出用見本20g（容器入り）を提供する。

日時	令和5年（2023年）7月14日 午後1時30分から午後4時まで
----	----------------------------------

場所	姫路市飾磨区今在家1351-22 姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（中部析水苑2階水質分析室） 電話（079）234-6073
----	--

売払い物件の確認及び見本の配布を希望する場合は、前項第1号アで定める制限付一般競争入札参加申込書の提出時に、別に指定する売却物件確認兼見本配布申込書（様式3）に従い、下水道管理センターまで申し出ること。また、現地までの交通費等は、参加希望者の負担とする。

## 6 売払い物件に関する質疑

(1) 売払い物件等に関して質疑がある場合は、次のとおり別に指定する質疑書（様式4）に質疑事項を記載して提出しなければならない。

なお、質疑書の内容に参加希望者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

受付期間	令和5年（2023年）7月14日から 令和5年（2023年）7月21日まで 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
受付場所及び提出方法	姫路市飾磨区今在家1351-22 姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター 郵便又はFAXによる提出に限る FAX（079）234-5604

(2) 売払い物件等の質疑についての回答の開始日時及び場所

質疑回答開始日時	令和5年（2023年）7月26日 午前9時30分から
質疑の回答を示す場所	姫路市ホームページに掲載 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000024419.html">https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000024419.html</a>

## 7 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和5年（2023年）8月8日まで（本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
契約条項を示す場所	姫路市ホームページに掲載 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000024419.html">https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000024419.html</a>

## 8 入札書の提出期間及び方法

入札書の提出期間	令和5年（2023年）8月1日から 令和5年（2023年）8月8日まで（必着）
入札の方法	一般書留、簡易書留、レターパックプラス又はレターパックライトでの郵送による入札 宛先 〒672-8079 姫路市飾磨区今在家1351-22

	姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター
--	-----------------------

## 9 開札の日時及び場所

開札の日時	令和5年(2023年)8月9日 午前10時00分
開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市上下水道局会議室(姫路市役所 東館3階)

### 10 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。)第29条の規定を準用し、令和5年(2023年)8月18日までに、第15項第4号に定める売払い金額の10分の1以上の金額(1円未満切り上げ)を市が指定する方法により納付すること。ただし、落札者が、第15項第2号の契約予定日までに売払い金額を全額納付したときは、この限りでない。

### 11 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
  - ア 入札書は、指定の様式(様式5)を使用すること。
  - イ 本入札は、郵送での入札とする。入札方法については、別紙「郵便入札について」のとおりとする。
  - ウ 入札書及び封筒に件名等を記入し、封筒は密封すること。
- (2) 入札に関する条件等
  - ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額その他一切の経費を含む。)を入札書に記載すること。
  - イ 入札金額がゼロ又はマイナスの入札書は、提出できない。
  - ウ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 再度入札に関する事項
  - ア 再度入札の回数は1回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、日時を指定して再度入札を行う。再度入札を行うときは、通知文にて開札日時、入札書の提出方法等を通知する。
  - イ 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

### 12 入札の辞退に関する事項

- (1) 入札を辞退する場合は、入札締切日時までに理由を付した辞退届を提出すること。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回をすることはできない。
- (2) 入札締切日時までに入札書の提出がなく、かつ、前号の辞退届の提出もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。この場合において、当該入札参加者は、開札後、書面による辞退届を直ちに下水道管理センターに提出

すること。

### 1.3 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額その他一切の経費を含む。）を上回る価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札したものを落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格に入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (3) 落札者への連絡は口頭、電話、FAX等で通知するものとする。

### 1.4 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
  - ア 虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
  - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
  - オ 第2項第7号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。
  - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - キ 金額を訂正した入札
  - ク 押印のない入札書による入札
  - ケ 再度入札における入札金額が、当該入札の直前の入札の最高金額と同額又はこれを下回る入札
- (2) 無効となる入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

### 1.5 契約の締結

- (1) 契約は、総額での契約とする。
- (2) 契約予定日は、令和5年（2023年）8月18日とする。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 売払い金額は、入札書記載の金額とする。
- (5) 正当な理由がなく落札者により契約が解除された場合及び落札者の契約不履行により市が契約を解除した場合は、落札者は売払い金額の10分の1に相当する金額を違約金として、市が指定する期間内に支払わなければならない。

### 1.6 売払い金額の納付

- (1) 落札者は、令和5年（2023年）8月28日までに、前項第4号の定める売払い金額から第10項第2号に規定する契約保証金のうち納入済の金額を除いた金額（以下「納入通知額」という。）を市が指定する方法により一括して納付すること。  
なお、第10項第2号の契約保証金は、売払い金額に充当する。
- (2) 納入通知額が前号に規定する日までに支払われなかった場合は、契約を解除する。この場合において、契約保証金は一切返還しない。

#### 1.7 売払い物件の所有権の移転及び引渡し等

- (1) 売払い物件の所有権は、契約締結後、落札者が売払い金額を完納したときに落札者に移転する。所有権移転時において、売払い物件を保管している容器及び売払い物件内に存在する一切の動産等についても、落札者に帰属するものとする。
- (2) 売払い金額の完納を確認した後、売払い物件を現状有姿で引き渡す。
- (3) 引渡場所は、姫路市上下水道局下水道部下水道管理センターとする。
- (4) 売払い物件の輸送等の費用は落札者の負担とし、売払い金額の完納後、令和5年（2023年）9月15日までに引渡場所から搬出すること。
- (5) 落札者は、売払い物件の搬出前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (6) 所有権移転前に生じた売払い物件の滅失、毀損その他一切の損害は、落札者の責に帰すべきものを除き市が負担し、所有権移転後に生じたこれらの損害は、市の責に帰すべきものを除き落札者が負担する。

#### 1.8 その他

- (1) 落札決定後、正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札者が契約の締結までに、入札制限基準に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 本売払い契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者が負担する。
- (4) 売払い物件の確認及び見本の提供を受けずに入札に参加した場合であっても、売払い物件の現況等について既に了知されているものとみなす。
- (5) 売払い物件の利用等に係る諸規制に関する調査及び確認は、参加希望者自身において行うこと。
- (6) 売払い物件の活用に当たっては、法令等の規則を遵守すること。
- (7) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を姫路市上下水道事業管理者に提出しなければならない。
- (8) 規則第10条第1号に該当するときは、入札執行を取り消すことができる。
- (9) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (10) 提出された書類は、返却しない。
- (11) 市は、落札者に対して、売払い物件の引渡し後に隠れた瑕疵が発見されたとしても、一切の責任を負わない。
- (12) 売払い物件の引渡し後、売払い物件と提供した見本の成分（銀含有量等）に差異が生じたとしても、市は一切の責任を負わないため、了解の上、入札に参加すること。